

大阪市立東成区老人福祉センターの指定管理予定者の選定結果について

大阪市では、大阪市立東成区老人福祉センターの指定管理予定者の選定に当たって、外部の有識者等からなる指定管理予定者選定会議を設置し、審査を行いました。

このたび、次のとおり指定管理予定者を選定しましたのでお知らせします。今後、市会の議決を経て、指定管理者としての指定を行う予定です。

1 指定管理予定者

- | | |
|-----------|---------------------|
| (1) 法人等名称 | 社会福祉法人大阪市東成区社会福祉協議会 |
| (2) 所在地 | 大阪市東成区大今里南3丁目11番2号 |
| (3) 代表者 | 会長 清水 弘 |

2 指定予定期間

令和6年4月1日～令和11年3月31日（5年間）

3 選定会議による選定審査等

(1) 募集・申請の経過

募集要項の配布期間

（又は配布開始日） 令和5年6月30日～8月31日

現地見学会 令和5年8月2日

申請書の受付期間 令和5年8月24日～8月31日

(2) 審査経過

第1回選定会議 令和5年6月21日

第2回選定会議 令和5年9月20日

(3) 申請団体

1 団体 社会福祉法人大阪市東成区社会福祉協議会

(4) 選定項目・審査結果（配点を含む。）

申請団体名	選定項目	配点	選 定 委 員			平均
			A	B	C	
社会福祉法人 大阪市東成区 社会福祉協議会	施設の設置目的の達成及びサービスの向上	55	38	55	42	45.00
	市費の縮減	30	30	30	30	30.00
	申請団体	5	5	5	5	5.00
	社会的責任・市の施策との整合	10	8	8	8	8.00
	合計	100	81	98	85	88.00

(5) 選定理由

大阪市立東成区老人福祉センターの指定管理予定者の選定に当たっては、1団体から応募があり、それぞれ具体的な提案をいただきました。

大阪市立老人福祉センター指定管理予定者選定会議において、申請団体から受けた事業計画書等について、大阪市立老人福祉センター条例第15条に規定する選定基準に基づき総合的な評価審査を行いました。

その結果、次の理由により、上記の団体が指定管理予定者として最適であると判断しました。

- ・利用者の困りごとを積極的に対応していく姿勢のほか、デジタル化の推進や口コミ・地域との連携など、情報発信の発展に取り組む姿勢は評価できる。

4 選定委員名・役職（五十音順）

酒井 陽治 認定NPO法人大阪府高齢者大学校理事
 杉山 京 大阪公立大学大学院生活科学研究科 専任講師
 前田 恵美 公認会計士

（ 担当：福祉局高齢者施策部高齢福祉課
 電話：06－6208－8054 ）